

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	○道路の区域を変更する件二件 ○道路の供用を開始する件	七〇二 七〇二	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 ○職業訓練指導員試験の合格者を公告する件	七〇三 七〇三
公 告	○一般競争入札を行う件 ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	七〇二 七〇二	○公共測量の実施について通知があった件二件 ○落札者を決定した件二件	七〇三 七〇四
	福 島 県 監 査 委 員 福 島 県 監 査 委 員 事 務 局 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程	七〇二 七〇二	○福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程	七〇四

告 示

福島県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所で平成十九年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長
一般国道 一一五号	福島市荒井字地藏原丙 一番七地先から 同 市荒井字地藏原乙	変更前	一一・八	九三・〇

三五番一地先まで	変更後	一八・一	九三・〇
----------	-----	------	------

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所で平成十九年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長
県道飯坂 桑折線	伊達郡桑折町大字松原 字東前二九番二地先か ら 同 郡同 町大字松原 字弁天沢一五番二地先 まで	変更前	A 五・五 二九・五	七一九・〇
		変更後	B 五・五 五四・〇	七〇〇・〇
		変更後	B 五・五 五四・〇	七〇〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所で平成十九年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道飯坂桑折線	伊達郡桑折町大字松原字東前二九番二地先か ら 同 郡同 町大字松原字弁天沢一五番二地先	平成一九年 一〇月二二日

まで

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第五百六十三号

インターネットシステムに係るインターネット回線の利用の役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 調達する役務の件名及び数量 インターネットシステムに係るインターネット回線の利用 一件
 - 2 調達する役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間及び履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

- 3 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者については、当該手続開始の決定を受けた後に、当該入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
なお、平成十九年十一月十四日(水)午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県企画調整部情報統計領域電子社会推進グループ

電話〇二四一五二一七一一三五

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所と同じ

- 2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年十月二十六日(金)午前十時三十分 福島県庁東分庁舎二階二〇三会議室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)

- 3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年十一月二十六日(月)午前十時三十分 福島県庁西庁舎四階四〇一会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号)

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札及び開札の日に出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 3 契約書作成の要否 要

- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(情報統計領域電子社会推進グループ)

公告第五百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ケアホームすみれ	白河市みさか二―三九一―七	特定非営利活動法人遊遊クラブ	福島県白河市北堀切六四	平成一九年九月一日	共同生活介護	知的障害者
ヘルパーステーションおひさま	福島市丸子字富塚一八四	有限会社おひさま	同 県福島市丸子字富塚一八―四	同 年 一〇月一日	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者
第二子どもの家M・A・Y	いわき市平字八幡小路七三	特定非営利活動法人おひさま	同 県いわき市錦町重殿一五	同	児童デイサービス	障害児

平成十九年九月二十八日

二 名称
特定非営利活動法人本宮いどばた会

三 代表者の氏名
内田 昇

四 主たる事務所の所在地
福島県本宮市荒井字長山二十七番地二

五 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して、生活の質向上を目指す事業を行い、誰もが住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第五百六十五号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成十九年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第五百六十六号
平成十九年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。
平成十九年十月十二日

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
二	六	七	八
十	一一	一三	一五
一八	一九	二〇	二一
二四	二五	二六	二七
二九	三〇	三二	三四
三六	三七	四〇	四一
四三	四四	四六	四七
五二	五四	五五	五六
五八			五七

福島県知事 佐藤 雄 平

(労働領域技能振興グループ)

公告第五百六十七号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成十九年九月二十七日付けで喜多方建設事務所長から次のとおり通知があった。
平成十九年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 喜多方市熱塩加納町、同市山都町及び耶麻郡西会津町
- 二 測量期間 平成十九年十月一日から平成二十年三月二十八日まで
- 三 作業の種類 公共測量(デジタルマッピング)

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第五百六十八号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成十九年十月一日付けでいわき建設事務所長から次のとおり通知があった。
平成十九年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 いわき市三和町上永井地域
- 二 測量期間 平成十九年十月五日から同年十二月十九日まで
- 三 作業の種類 公共測量(二級基準点座標変換及び二級基準点測量)

(土木総務領武総務予算グループ)

公告第569号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年10月12日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
平成19年度うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成19年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
コムジス東北テック株式会社 宮城県仙台市若林区清水小路8番36号
- 5 落札金額
73,815,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年7月13日

(出納局総務管理グループ)

公告第570号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年10月12日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 除雪ゼレータⅠ 3.7m級 1台
(2) 除雪ゼレータⅡ 3.7m級 2台
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成19年9月3日

4 落札者の氏名及び住所

- 1の(1) コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 1の(2) コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3

5 落札金額

- 1の(1) 18,900,000円
- 1の(2) 40,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成19年8月10日

(出納局総務管理グループ)

福島県監査委員

福島県監査委員告示第五号

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十月十二日

福島県監査委員

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局規程(昭和五十三年福島県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(郵便物等の受領及び文書等の收受等)

第十二条 事務局に送達された郵便物、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書郵便物(以下「郵便物等」という。)は、事務局長があらかじめ指定する者(以下「文書管理主任」という。)が受領するものとする。

2 文書管理主任は、前項の規定により受領した郵便物等(親展郵便物等(郵便物等の外部に「親展」と記載された郵便物をいう。以下同じ。))を除く。)の内容である文書等(福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第百六十号)第二条第十二号に規定する文書等をいう。以下同じ。))又は事務局長が直接受領した文書等を、当該文書等に係る事務を担当するグループのグループ員のうちから事務局長があらかじめ指定する者(以下「文書担当」という。)に配布するものとする。

3 前項の規定により文書等の配布を受けた文書担当は、当該文書等を、当該文書等に係る事務を処理する者に配布するものとする。

4 前項の規定により文書等の配布を受けた者は、当該文書等を次により收受するものとする。

- 一 文書等(電磁的記録(福島県文書等管理規則第二条第十二号に規定する電磁的記

- 録をいう。以下同じ。)を除く。次号において同じ。)の余白に収受印(様式第一号)を押すこと。
- 二 内容が軽易な文書等を除き、当該文書等に係る事務局長が定める事項を文書管理システム(福島県文書等管理規則第二条第二十四号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。)に記録すること。
- 三 文書管理システムに記録することができない電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に係る事務局長が定める事項を文書管理システムに記録すること。
- 5 文書管理主任は、第一項の規定により受領した親展郵便物等を開封せずに、当該親展郵便物等の外部に収受印を押し、名あて人に配布するものとする。ただし、事務局長は、当該名あて人が不在の場合であつて、必要と認めるときは、当該親展郵便物等を開封することができる。
- 6 前項の規定により親展郵便物等の配布を受けた者は、当該親展郵便物等の内容である文書等を第四項の規定に準じて収受するものとする。
- 第十三条の見出し中「記号」を「記号等」に改め、同条に後段として次のように加える。
- この場合において、文書等が秘密に属するものであるときは、「秘」の文字を記号の次に加えるものとする。
- 第十五条中「文書等は」を「事案の処理が完結した文書等(電子文書(福島県文書管理規則第二条第十三号に規定する電子文書をいう。)を除く。)」は、「(様式第三号)」を「(様式第二号)」に改める。
- 様式第二号を削り、様式第三号を様式第二号とする。
- 附 則**
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に起案した文書等の記号等の取扱いその他事務局長が別に定める文書等の取扱いについては、改正後の福島県監査委員事務局規程の規定にかかわらず、事務局長が別に定めるところによる。